

資料4 EMAS

EMAS(Eco-Management and Audit Scheme)では、第1回目の検証に続いて、ベリファイアーが組織と協力して、36ヶ月を超えない期間をカバーする検証プログラムを設計し、承認することを要求している。環境報告書の第1回目の有効化審査(Validation)に続き、特別な場合を除き、EMASは情報が毎年更新されること、及び年1回の変更についての有効化審査を要求している。このガイダンスでは、環境報告書の情報の年次更新頻度からの逸脱が正当であることを証明する場合も含め、検証プログラムを設計する際に考慮されるべき問題を特定している。また、内部監査の頻度についてのガイダンスも提供している。(序文より)

GUIDANCE ON VERIFICATION, VALIDATION AND AUDIT FREQUENCY

検証、有効化審査及び審査頻度に対するガイダンス

このガイダンスで用いている用語を以下の通り定義する。

検証(Verification)

組織の環境政策、マネジメントシステム及び審査手順が、規定 No. 761/2001 の要求事項に適合していることを確実にするために、環境ベリファイアーによって実施される審査のこと。これには、組織の訪問、文書／記録の調査、及び個人との面談を含めること。

有効化審査(Validation)

組織の環境報告書における情報及びデータが信頼性のあるもので、信憑性があり、正確で、且つ附属書Ⅲ3.2 に記述されている要求事項を満たしているかの確認のために、環境ベリファイアーによって実施される審査のこと。

検証プログラム

要求事項

ベリファイアーは、登録に必要な要求事項の全ての要素が36ヵ月を超えない期間内に検証されていることを確実にするために、組織と相談の上でプログラムを設計すること(Annex V, 5.6)。

目的

本要求事項の目的は、環境政策、マネジメントシステム、手順、情報、データの測定及びモニタリングが規定 No. 761/2001 の要求事項を満たしていることを、組織の経営者及び利害関係者に再保証することである。ベリファイアーと組織の通常の相互交流は、スキームのみならず EMAS のユーザーの信頼性を確立するのに役立つ。

小規模な組織においては、検証は 1 回の訪問審査で実施されることもあり、頻度はベリファイヤーと組織との合意によるが、全システムの検証は少なくとも 36 ヶ月毎に実施されること。

小規模組織または企業の定義

「小規模な企業」とは、

- － 雇用者が 50 人以下 及び
- － 次の双方に該当する場合、
 - 年間売上高が 700 万ユーロを超えない、或いは
 - 年間貸借対照表の合計が 500 万ユーロを超えない、
- － 及び、一企業或いは複数の企業共同において、資本の 25% 以上を所有していない、ないしは議決権を有さない。

ガイダンス

ベリファイヤーは、初回の完全な環境報告書検証及び有効化審査が完了した際に限り、検証プログラムを設計し承認すること。検証プログラムを設計する際には、以下の点を考慮に入れること。

- 内部監査の頻度を含めた、内部監査プログラムの強度と信頼性
- EMS の複雑性
- 環境政策
- 組織の活動、製品及びサービスの規模、性質
- 自制力のある、或いは影響を持つと予想される、組織の直接的及び間接的環境側面の重大性
- 情報管理及び情報検索システムの強度
- 環境的な問題の履歴
- 環境規定の対象となる活動範囲

- 前回の検証からの結果
- EMAS 要求事項に従った組織の経験

EMAS 規定の要求事項に対する適合性を審査する際には、組織の機能、活動、製品及びサービス、及び組織が直接的及び/或いは間接的に管理する、或いは影響を及ぼす環境側面の双方に審査の基準を置くと良い。

EN ISO14001 の認定された認証を持つ組織の検証には、認定基準の範囲に含まれない要素を扱うことが必要である。このようなケースでは、重複することを避けるため、また、組織が経費や時間を不要に費やすことを避けるために、検証プログラムを設計する際に EN ISO14001 のサーベイランスプログラムを考慮し、実行可能であれば、出来る限り訪問審査を結合すること。しかしながら、検証活動は、EN ISO14001 認証の一部として実施されたサーベイランス訪問とは別の活動となる。特に、附属書 I に含まれている要点を対象に含めること。

環境報告書の引用の有効化審査

組織は、EMAS ロゴと併せて環境報告書の引用を使用することができる。例えば：

- 確認された排出データの環境監督機関への提出
- 国家の気候変動削減プログラムに基づく、炭酸ガス排出量に係る情報
- 株主への環境情報の公開や年金制度に対する要求事項の遂行

引用と共にロゴを使用する際は、組織は最新の確認された環境報告書のみを用いることができる。引用には、当該の有効な附属書Ⅲ 3.5(a)–(f)の要求事項に一致していることが必要であり、また虚偽や誤認を避けなければならない。

EMAS ロゴと共に使用される環境報告書の引用は、個別に確認しなければならない。時間、労力及び経費は、何れの引用が使用されているのかを特定し、報告書と同時に確認することにより、削減することができる。

ロゴの使用に関する情報は、本決定の附属書Ⅲの委員会ガイダンスを参照のこと。

監査の頻度

要求事項

監査の対象となる何れの活動の頻度は、以下によって異なる。

- 活動の性質、規模及び複雑性
- 関連する環境影響力の重大度
- 環境問題の履歴

組織は、委員会ガイダンスを考慮の上で、監査プログラム及び監査の頻度を明確にすること。

目的

ベリファイアーが組織と合同で検証プログラムを展開し合意する際、及びベリファイアーの組織の訪問の頻度を決定する際の基準となる。

ガイダンス

監査プログラムを設計する際の熟練した経験は、重大性の低いそれらよりも高い頻度で最も重大な環境影響の原因となる、若しくは原因となり得る、活動、製品及びサービスの監査に役立つ。重大な環境側面を管理している組織の経営者及びベリファイアーに対して、実証する際に役立つので、組織はまた、少なくとも年間基準に従い、監査を行うこと。